

損害保険代理店 利益相反管理方針

第1条（目的）

(1) 本方針は、当社が営むマンション管理業等が、損害保険会社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う事業（以下「保険金関連事業」という。）に該当し、保険事故発生時の建物修理や住宅修繕費用等の請求において、お客さまとの利益が相反するおそれがあることに鑑み、利益相反の弊害を防止し、お客さまの利益を保護することを目的として定めるものとする。

(2) 本方針は、保険業法、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」ならび代理店業務品質に関する評価指針に基づき策定する。

第2条（定義）

本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①「利益相反取引」とは、保険募集において、当社が自らの利益を得るためにお客さまの利益を損なうおそれのある取引をいう。
- ②「マンション管理業等」とは、マンション・ビル等の総合管理業務、リフォーム、リフレッシュ工事に係る業務等で利益相反に関わる可能性がある業務をいう。
- ③「保険金関連事業」とは、損害保険会社から支払われる保険金の使途となるような財・サービスを提供する事業をいう。
- ④「利益相反管理責任者」とは、本方針に基づく利益相反管理に関する事務を統括する者をいう。
- ⑤「募集人」とは、当社に所属する保険募集に従事する者をいう。

第3条（利益相反取引等の類型）

(1) 当社における利益相反のおそれのある取引の一般的類型は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 当社が利益を得るために、お客さまの利益を害する場合
- ② 特定のお客さまの利益を優先することで、他のお客さまの利益を害する場合
- ③ お客さまに関する情報をお客さまの同意なしに利用して、当社又は他のお客さまが利益を得る場合

(2) 当社のマンション管理業等に関して特に留意すべき利益相反のおそれのある行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 保険事故発生時の建物修理や住宅修繕等において、実際の損害よりも過大な修理費用を見積もり、または請求すること

- ② 実際には保険事故によるものではない経年劣化等による損傷を、保険事故による損害として修理費用を請求すること
- ③ 修理の必要がない箇所まで修理範囲に含めて費用を過大に請求すること
- ④ 実際には実施していない工事を実施したものとして費用を請求すること

第4条（利益相反取引等の特定方法）

（1）募集人は、保険事故発生時の建物修理や住宅修繕等の提供にあたり、第3条各項に掲げる利益相反取引に該当するおそれがないか、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- ① 提供する財・サービスの対価が市場価格等に照らし適正な水準であること
- ② 実際に発生した損害または事故等に基づく正当な請求であること
- ③ お客さまの意向に反した不要なサービスの提供がないこと
- ④ 当社の利益を優先するあまり、お客さまの利益を損なうおそれがないこと

（2）利益相反管理責任者は、前項の確認を実効的に行うための基準及び手続を別に定めることができる。

第5条（利益相反管理の方法）

当社は、利益相反管理対象取引を適切に管理する。利益相反管理対象取引に該当すると判断された場合は、次の各号の措置を講ずる。

- ① 利益相反管理対象取引の中止、情報の遮断
- ② 取引条件または方法の変更
- ③ お客さまへの情報開示と同意取得
- ④ その他、利益相反状態を解消するための措置

第6条（利益相反管理の体制）

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理責任者を設置し、対象取引を一元的に管理する。また、これらの管理を適切に行うため、募集人に対して、必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることがないように努めるものとする。

第7条（改廃）

本方針の改廃は、利益相反管理責任者の決裁により行うものとする。

株式会社エム・シー・サービス

2026年6月1日